

(注2) G. Morcaldo e C. M. Pierucci, Mondo

(注3) 24-ORE紙 1979年2月2日付



社会保障こぼれ話

遺族給付の推移

— 鉄道員の制度 —

(アメリカ)

鉄道員を対象とする特殊な給付制度は、当初では、鉄道員の退職給付制度として発足し、1946年法(連邦法)により、遺族給付が採用され、この給付制度は1947年から実施された。それ以後1978年までの32年間に150万人(年金が約96万人、一時金が約54万人)以上が遺族給付を受給した。また、この期間には、上記以外に、約16万人がなんらかの一時金を受給した。1978年末には、約34万人が遺族年金を受給していた。

この遺族給付の主な推移では、1951年特殊な給付として、勤続10年以上の場合に、妻に扶養されていたかん夫にも遺族給付が支給されることになった。1954年に、寡婦とかん夫が給付を受給する場合に、年齢が60歳に引下げられ、また、廃疾の子供をその母親にも給付が認められた。この年には、退職年金の減額が廃止されたが、これは1974年に復活した。1959年には、特殊な給付の支給率は110%に引上げられ、1966年には、学生の遺児の年齢が21歳に延長された。なお、1968年には、廃疾の寡婦への給付が採用された。さらに、1974年には、遺族給付が改正され給付が引上げられた。最近では、1977年には、かん夫の給付で、妻による扶養が除かれた。

Railroad

U, S, Retirement Board, The RRB

Quarterly Review, No 1. 1979.

Sept, 1979. pp.5~10.

(社会保障研究所 平石長久)